# 第146回　法務事務所便り
## ～月額変更届の特例～

公認会計士・行政書士
杉浦登事務所
主任 鵜飼　今日子

### 平成30年10月1日から新たに始まった月額変更制度の特例とは？

その前に…

**月額変更届とは、**一定の要件のもとに基本給や通勤手当などの固定的賃金が変動した月を含む３ヵ月間の平均給与額から標準報酬月額をもとめる手続きのことです。家族手当など固定賃金が変動した月から３ヵ月間が繁忙期と重なると、残業手当も含んだ平均給与額で計算するために月額変更に該当し、社会保険料がより高くなってしまいます。逆に閑散期であれば月額変更に該当せず、次の算定基礎届までは社会保険料の見直しがないという状況が考えられます。このような落差を埋めるため、特例が設けられました。

上記、社会保険料の随時改定になるときについては、第１３６回法務事務所便りを参照してください。

### ≪月額変更届の特例≫

以下①～④に該当すれば、要件を満たしています。

① 通常の月額変更で算出した標準報酬月額(C)と、年間平均で算出した標準報酬月額(B)の間に２等級以上の差がある

② ①の２等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる

③ 現在の報酬月額(A)と、年間平均で算出した標準報酬月額(B)の間に、１等級以上の差がある

④ 従業員本人（被保険者）が同意している

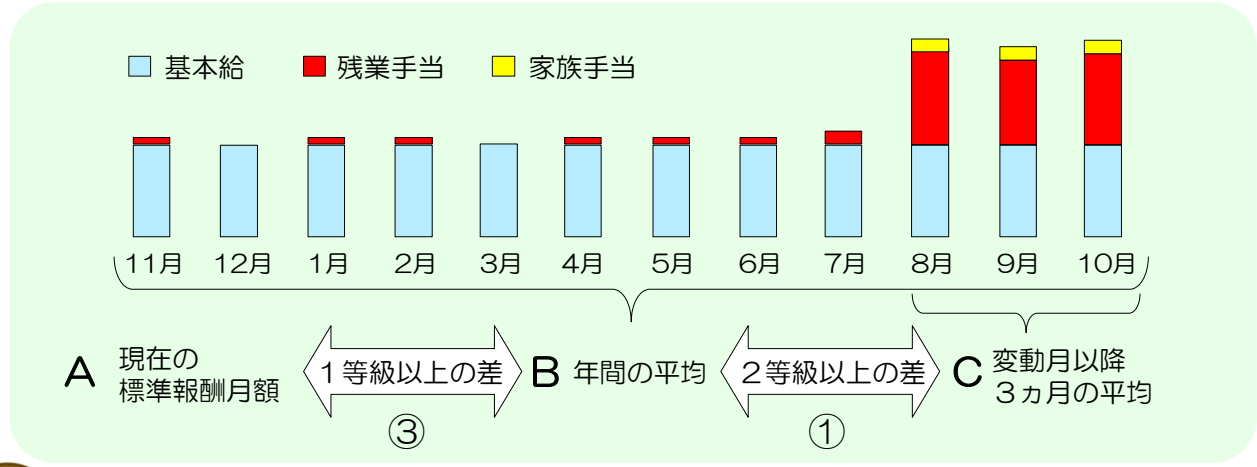

従前の月額変更の場合、月額変更後の標準報酬額はＣでしたが、特例によりＢとできます。今回の特例によって、社会保険料の増加が抑えられるのはうれしい限りです。詳細はお問い合わせください。

http://www.sugiura - kaikei.jp

公認会計士
行政書士
杉浦登事務所(0587)23－3100 鵜飼・土持まで。